一三九五、一三九六、一三九七の一、一四〇二の三、一四〇二の四、一四〇三の一から一四〇三の八まで、常陸太田市常福地町字岡ノ内九四三の三、九四四の一、九四四の三、九四五の一、九四五の三、九四八の一、九四八の三、九五一の一、九五二の一、九五三の一、九五四の一、九五五の二（国有林）、字木ノ下六四五・六四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字上台三五、字上台入九三四の一、九三四の二、九三五、九三六、字坂ノ下四三の一、字三本杉一二五の一、一二八の一、一二九の一、一五四、九七二の一、九七二の二（国有林）、字三本杉入九六三の一、九六四の一、九六五の一、九六六の一、九六八の一、九六八の二、九六九の一、九六九の二、九六九の五、九七〇、九七一の一、字戸神内六一一の一・六一五の一・六四四・字戸神内入八九二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八九二の五、八九三、八九三の一、八九四の一、九〇一の二、九〇四から九〇六まで、九〇六の一、九〇八、九〇九の三、九〇九のロの一、字冨士山九三九、字妙見山九七三の五、九七五、九七六の一、瑞龍町字下ノ前二五六七の一から二五六七の四まで、二五七四の一、二五七六の一、二五七六の三、二五七六の二五から二五七六の二七まで、字新地二八四五の一、二八四六、二八五〇、二八五三の一、二八五五の一、二八五五の二、二八五六の一、二八五六の三、西河内上町字国木谷津一四八九の一・一四九七の二・西河内中町字有平一三六六の一・一三六六の二・一三六七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、西河内下町字ウルシカヘラ一三七〇の二、一三七〇の三、一三七二の一、一三七五の一、東染町字森脇二九八・三三五の一・三四二・三四三・二九五五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、春友町字安戸内台一〇の一、一〇の二、一一、町屋町字岩下一〇、二二三、二二五、二二六の一、二二九から二三二まで、二三〇の一、二三一の一、字金山一九七、一九八の一から一九八の三まで、一九九から二〇六まで、字黒磯上坪一九四、一九四の一、一九五、一九七の一、字黒磯外出二三三、字太郎道ノ上二四一、二六〇、二六一、二六四の一、字ヘクリ四三九、四四〇、下宮河内町字萱山沢二〇二二の二、字バツケ二〇二八、下利員町字岩倉一七四二、字北川原子一五九二、字堂角四九二の三、字離レ沢一二五一、字横林一二五四、一二八五の二、国安町字岩久保一三七二の一、一三八九の一、一三八九の二、一三九〇の一、一三九〇の二、一三九一、一三九二の一、一三九二の二、字大久保一三七四の一、一三八六の一、一三八七の一、一三八七の三、一三八八、上宮河内町字薄木一三一、一三五の二、一三六、一三七の一、一三七の二、一三八、一三九、字田代三四三四・三四三六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、上高倉町字上風田八一五の二、字篠方三五一の一、三六〇、字菅ノ沢六五九から六六一まで、六六三から六六七まで、六六六の一、六六六の二、字段ノ下七五〇、字手這四六八の二、四七五、字正木三三三の一、三三四の一、字宿下八〇〇の一、字馬坂一〇三四の一・一〇四四・字大久保三八五のロ・三八六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、上利員町字鳥居沢八六四から八六七まで、八六七の一、八六八の一、八六九（国有林）、八七一の一、八七一のイ（国有林）、字盆ケ沢一四七三の一、一四七四の二、一四七四の三、一四七五から一四七八まで、一四七九の一、字山口一七六六・一七七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、棚谷町字大霜下二〇四四の一、二〇六六の一、字鹿野場一六〇〇、字滝ケ沢二〇三九の一から二〇三九の三まで、二〇三九の五、二〇三九の六、二〇三九の八、二〇三九の一三（次の図に示す部分に限る。）、二〇三九の一五から二〇三九の一七まで、字横谷沢一五九九、中染町字堀米二二六五、二二六八の二、二二六八の三、二二六九から二二七一まで、二二七一の一、二二七二の二、字堀米向二二六〇、二二六一、二二六四、中利員町字大内谷ツ二八三一の一、字大内山二八四三の二、字細野二八三四、町田町字向原九九三の一、九九四、一一六五の一、一一六六、字イゴ田東一五九四・一五九五・一五九八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、天下野町字木勢五五〇二の一、五五〇三、五五〇三の一、五五〇三の二、五五〇五、五五〇六、五五〇九、字野中沢三〇三四、三〇三五、三〇三七、三〇三八、三〇四二、三〇四三の一、三〇四四から三〇四六まで、三〇四五の一、三〇四七の一、三〇四七の五、和久町字関ノ上二〇一四の二、二〇一四の三、二〇一九の一、二〇二〇、二〇二〇の一、二〇二〇の二、和田町字間丁九五二の一、九八〇、九八一の一、九八一の四、日立市入四間町字御岩山八六三の一（次の図に示す部分に限る。）、中深荻町字下ノ坪八四二の一、桜川市東飯田字滝庭三の一六から三の一八まで、三の二〇から三の三四まで、三の三六から三の四〇まで、三の四九から三の六五まで、三の一三、字花の入六、本木字西山一二〇八、一二一一から一二一四まで、一二一六、字雨引四の二・字北山四の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長久保二八二九、二八二九の一、二八三九、字薮沢五五〇三の一三、字鈿金三二六二の一・字石久保一七〇〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字三本杉入九六九の一、九六九の二、字戸神内入八九二の一、八九三の二、字戸神内六一一の一、六一五の一、六四四の一、九〇六、九〇八、九〇九の三、九〇九のロの一、字下ノ前二五六七の三、二五六七の四、字岩下二三〇の一、二三二、字太郎道ノ上二四一、字西山一二〇八、一二一一から一二一四まで、一二一六、字坪根河原三八七二・三八七五合併、字栗内四七九、四八〇、四八一のい、四八二のろ、四八五のい、字黒萩沢六一二（次の図に示す部分に限る。）、字俗和四九七、五〇〇、字木ノ下六四五、六四六、字戸神内六一一の一、六一五の一、六四四、字国木谷津一四八九の一、一四九七の二、字有平一三六六の一、一三六六の二、一三六七、字イゴ田東一五九四、一五九五、一五九八の一、字田代三四三四、三四三六、字馬坂一〇三四の一、一〇四四、字大久保三八五のロ、三八六の一、字山口一七六六、一七七一、字森脇二九八、三三五の一、三四二、三四三、二九五五、字雨引四の二、字北山四の六、字複下一二八七、一二九〇、一二九一、一二九一の二、一二九四の二、一三〇五の一、一三九八、一三九九の一、一四〇一、一四〇五から一四〇八まで、一四一〇から一四一八まで、一四一三の一、一四一七の一から一四一七の四まで、字カケシタ一四三二、字坂下一三六七の二、一三六七の六、字下野沢一四一九、一四二〇、一四二二から一四二七まで、一四二四の一、一四二四の二、一四二六の一、一四二八の一から一四二八の二七まで、一四二九から一四三一まで、字嶽下一四三三、一四三三の一、字屋敷前一三六一、一三六二、一三六三の一、一三六四の一、一三九〇の一、一三九一の一、一三九三の一、一三九四の一、一三九五、一三九六、一三九七の一、一四〇二の三、一四〇二の四、一四〇三の一から一四〇三の八まで、字間丁九五二の一、九八〇、九八一の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字浅川字滝倉三二五のい、三二五のろ、三二六、三二七、三二八の一、字松木平三七、四三、大字大沢字ウツボ沢一七〇六、一七〇七の一、一七〇八の一、字高サキ沢口二一九、字野倉下前一五八二（次の図に示す部分に限る。）、字張山向一六七八、大字北富田字河原田一六二七、一六三三、一六三四の二、一六三五の六、字佐中坂一六〇四の六、一六〇四の七、字下ノ坂一五〇九の一、大字頃藤字横落四三二四の一から四三二四の四まで、四三二五の一、四三二六の一、四三二七の一、四三二八の一、四三